

平成16年度 第1回 宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成16年9月2日(木)午後3時から5時まで

出席委員 安藤ひろみ委員, 遠藤恵子委員, 小田中直樹委員, 高橋英子委員, 滝口茂委員, 野坂由美委員, 槇石多希子委員, 吉川隆行委員, 涌沢光春委員

欠席委員 渋谷文枝委員, 峯岸とも子委員, 山元一委員

1 開会

事務局:ただいまから,宮城県男女共同参画審議会を開催いたします。開会に当たりまして,最初に三浦環境生活部長よりあいさつがございます。

2 あいさつ

宮城県環境生活部長:皆様には,お忙しい中,男女共同参画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は,3月に開催しました最初の審議会に続き,2回目の審議会になるわけですが,7月,8月においては,お暑い中,男女共同参画を推進するための部局別懇談会に出席していただきました。初めての試みでありましたが,大変有意義な意見交換となりました。大変ありがとうございました。本県では,平成13年7月に「宮城県男女共同参画推進条例」が制定され,また平成15年3月には,「宮城県男女共同参画基本計画」が策定され,昨年9月には,条例に基づき,計画の年次報告書を作成し,議会に報告いたしました。条例の施行から3年,また計画策定から1年半が経過し,男女共同参画社会づくりへの取組みは確実に進んでいると感じております。しかし,分野においては様々な課題を抱えており,なかなか進捗が遅れている分野があるのも事実であります。県といたしましては,男女共同参画社会の実現のためには,男女共同参画の視点に立った行政を推進し,宮城県庁をあげた取組みや推進体制が不可欠と考えております。そのために環境生活部だけでなく関係部に働きかけ,また,市町村とも連携し,また審議会委員の皆様のご意見もお聞きしながら,進めていきたいと考えているところです。本日は,2回目の作成になります「年次報告」について,皆様にご報告した上で,忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので,よろしく願いいたします。

事務局:それでは,委嘱後2回目の審議会でございますが,本日初めての御出席となる滝口委員から一言自己紹介をいただきたいと思っております。

滝口委員:柴田町長の滝口でございます。私の町は住民との協働というところをテーマに掲げまして,まちづくりをしております。住民の中でも元気のいいのが実は女性でございます。環境問題,福祉問題,それから産直活動におきましても,女性の活躍が大変活発に

なっていております。女性の視点を入れますと、これまでの仕組みや考えかたが大きく変わって、町が少しずつ変わってきているのかなと、手前味噌ではありますが。そういう町になっております。ただ私の考え方も、女房から言わせると、男性中心の考え方といわれておりますので、皆さんの意見を踏まえながら、もしかして染み付いている男性優位の考え方を修正していったならと考えております。よろしくお願ひしたいということで、ご挨拶に変えさせていただきたいと思ひます。

事務局職員の紹介

事務局：進行につきましては、遠藤会長によりしくお願ひいたします。

遠藤会長：改めて、こんにちは。今日は主に年次報告ということではありますが、各部局との懇談会をやりまして、私たちにとっても大変意義のある会議であったように思っておりますが、その御説明・御報告も併せて進めてまいりたいと考えております。それから事前に、皆様にお願ひ、お話したいのは、「その他」のところ、この審議会として今後独自にこんなことを考えていったらどうか、こんなことを調査してみたらどうかという、そういった御提案なり御意見なり、審議会としてこんな活動をしていきたいというものがあれば、それを併せまして今日すぐでなくてもけっこうなのですが、もし皆様の中にありましたら、御意見を伺って、意見交換の場を持ちたいと思っております。そのことも念頭におきながら、16年度の年次報告について検討していきたいと思ひます。それでは、最初に部局別懇談会の報告を事務局からお願ひしたいと思ひます。

事務局：[資料1](#)、[資料2（産業経済部）](#)（PDFファイル）を説明

遠藤会長：どうもありがとうございました。9月27日の懇談会に御出席の委員さん、補足あります。全体的な印象でも結構なのですが。

涌沢委員：そうですね。産業経済部の関係する課が多く、また項目も多くて、網羅的にしきれなかった部分もあるのではないかとと思ひます。それとこの中でも、非常に男女共同参画とか、そういうものに非常に関係する部分・課があるところと、男女共同参画事業じゃなくて、一般的な産業経済という部分で関わっている課がある。そういう意味でこれだけ多くの課があるなかで、どうやって男女共同参画関係の色合いを出していくかについては、やっぱり努力していかないと、全体の中で埋没してしまうということが出てくるのではないかと感じました。

遠藤会長：ありがとうございました。引き続き、翌日開催の保健福祉部・警察本部との懇

談会について、ご報告願います。

事務局：[資料2（保健福祉部・警察本部）](#)（PDFファイル）を説明

野坂委員：保健福祉部・警察本部関係の懇談会の前日開催された産業経済部関係の44番の『働く女性のハンドブック』の配布の効果について」と記載してありますが、この文章で終わっていると、効果がどうであったか、というところまで記載するか、口頭で触れていただかないと、流して終わってしまうのがもったいないと思いました。

遠藤会長：事務局の方で補足をお願いできますか。あとでお願いします。どういう意見のやりとりがあったのか、そういう御質問と考えてよろしいですね。

安藤委員：介護保険の適正利用のところで、意見を述べさせていただいたのですが、この部会があったときには、厚生労働省に対して来年春からの介護保険の内容の変更の答申がちょうど行われている最中で、具体案が出ていなかったように伺いました。それで、介護予防について予定・想定しているのかというふうな質問をしたのですが、寝たきり予防について担当課からお話があり、詳しく見えてきました。ただそれに対する新しい給付点数がどうのこうのというのはまだ聞こえてはこないのですが、刻一刻と変わっていく情報を審議会の中でわかって、そして会議に臨まなければいけなかったという自己反省が一点と、31番のDVに関してのお話だったのですが、結局司法と行政に分けてものを考えているということ、あの日改めて考えさせられました。事件性があれば警察が対応するけれど、それ以外は行政、保健所などの対応で終わってしまう。今日たまたま学校医なので現場に行ってきましたが、何かトラブルがあったときは、地元の保健師さんをお願いする。その次は、県の保健福祉事務所に意見を吸い上げてもらっているはずなんだけど、それから先はどうなっているのか末端にまでは返ってこないという意見をいただきました。きちんと吸い上げていただいて県の方で検討していただいているのでしょうかというのが現場の先生方の声でした。そこまで、なかなか繋がってないのではないかな、それらを審議会の中で検討していくのが私たちの役割ではないかということを感じてまいりました。

遠藤会長：ありがとうございました。最後に提起された部分は、「その他」のところ、今後どういうふうに審議会として対応していくかというお話し合いに関係するかと思います。それでは、8月5日の総務部・教育庁の部局別懇談会の説明をお願いします。

事務局：[資料2（総務部・教育庁）](#)（PDFファイル）を説明

吉川委員：一番感じた部分だけお話ししますと、実は部局の方々の集まりが非常に悪かつ

たのではないかと、というのが率直な感想です。もちろん仕事の忙しさということもあり、それぞれ部局そのもののなかのメインの仕事があるわけですが、それを差し引いても、部局別懇談会の時に、出席者の方々に 1 時間くらいの遅れという状況があったのが、ひょっとすると、この問題に対する関心、そうしなければならないという意識自体がなかったのではないかとというのが感想です。

遠藤会長：考えさせられる話ですが、滝口委員さん、どうですか。

滝口委員：私の方は提案すれば提案するほど、自治体を持っておりますので、自分の首を絞めることになるわけですが、そうしたときに、男女の処遇を同じにする、実際できないという現実ですぐぶつかる。なぜなんだろうと自問自答するわけなのですが、やはり、訓練ができていない、仕組みもないので、現状では意識的に登用しようと思ってもできない。形を据えることは簡単だが、それで組織が動くか、男女の意識が違うので、そこに差があって組織がうまく動かない。そこでこの男女共同参画を進めるには、最初から同じ教育、能力開発、こういうことをきちっと役場のなかに埋め込んでいかないと中々難しい。役場でもそうなので、ほかの外郭団体、農協、商工会もそうなのですが、やはり、訓練と仕組みを根本的に地道に積み重ねていかないと、単に長に据えても、やはり、みんな心の中ではできないだろうと思ったのでは、形が整えても魂が入ってない状況なので、私が元いた県庁に私が言えばいうほど、私が実践しなければならないので難しいのですが。その辺もみんな考えていかなければならないのかと思った次第です。

高橋委員：私も 8 月 5 日に出席させていただいたのですが、43 番の「施策の項目」と「施策」は合っているのかという意見が出たとありますが（資料 2 の報告）、これは 43 番以外でも感じる項目がありました。それと、行政側の方のお話を伺っておりまして、資料 2 の「その他」の一番下にもありますが、「女性自身が家庭と子どものことを考えて自分から降りている人がいる。女性の意識改革も必要。」とありますが、女性が男性の働き方に合わせるというような考え方がまだ根強く残っているのではないかと、というふうに強く感じました。女性にとって、上に昇る道は開かれたとしても、女性が家庭や子どもなど自らの状況を考えて、「ガラスの天井」といいますか、自分から階段から降りてしまうような状況をもう少し男性も女性も含めて、ジェンダーに敏感な視点でみていかなければならないと思いました。それと 14 番の「お父さんの家庭教育参加促進事業」についてですが、こちらは、資料 2 の 7 月 28 日の 19 番「子育て講座の開設」での「結果について広報を充実させよ」というところと非常に近いと言いますか、私も 8 月 5 日に発言させていただいたのですが、その事業をすることももちろん大事ですが、事業の成果物を男女共同参画社会の実現に向けてどう活かしていくかについて、もう少し考えていただければと思いました。

野坂委員：5頁4番の「県の管理職への女性職員登用の促進」のところで、「昇任試験の状況。女性の受験者少ない。女性の都合と決めつけてはいないか。」という文言でまとまっていますが、このとき山元委員が御意見なさっていて、非常に私が用意していた意見と一致していたので記録に取っていたのですが、この文言だけではちょっと不足かなと、この文言だけでは伝わらないかなと思ったので補足したいのですが、要するに、現行の管理職の登用が女性を励ますような機運に現場がなっていないのではないかと御指摘があったんです。そういうところも加えていただくと、なお生きてくると思うので、そういう表現に変えていただくとありがたいと思います。

遠藤会長：それでは、その辺は補足で加えていただくのはよろしいでしょうか。それから、野坂委員から御質問があった件について、もし何か事務局の方でありましたなら、お願いします。

事務局：懇談なので、各課の方からも回答なり、やり取りがあったわけですが、それを全部掲載するのが枚数的に多く、なおかつそれをここで全部を報告するのめんどろかということもあって、いただいた意見の概要のみを記載しまして、こういった意見があったということ幹事会・主幹課長会議で報告して、こういったことに留意して施策を進めていってほしいというお願いをする予定ではあります。

遠藤会長：今修正してほしいといったおっしゃった点については、そのように修正するという事務局の回答だと思うのですが、その前に質問のあった「ハンドブック」の効果についてはいかがですか。

事務局：「ハンドブック」の件についてお答えしますと、ハンドブックの配布について、例えば照会などあったのかというお話がありまして、それに対して、効果の把握はしていないけれども、照会電話などがありますという回答がありました。ハンドブックについてはそのほかにも、就業形態の多様化とか、派遣労働、在宅労働についての記載がない、対応する情報がないというお話がありました。それから、国の調査では家内労働は年々減っているが、ニーズの調査はしているのかというお話があり、掘り下げたニーズ調査はしていないという回答がありました。

事務局：内容は今の説明したとおりなのですが、確かに、意見の概要のまとめ方がそういう意味で中途半端な部分があったことは認めたいと思います。もともとは、どういう建設的な意見をいただいたかということ審議会でも改めて御紹介するためにつくったので、本来、前向きな意見を県に投げかけられたものとして紹介するものとしてつくったつもりです。どうしても、答えまで書く余裕がなかったので、質問してどうなったのという部分に

については、整理が不十分だったので今後は改善していきたいと思います。併せて、さきほど吉川委員から話がありました8月5日の部局別懇談会での担当課の集まり具合について、本当に県としては申し訳なかったと思います。事務局の一部を含めて、担当課に遅刻がいくつか、それぞれ別の用事との関係の中でやむをえなかったようではあるのですが、こちらも審議会の委員の方々に時間を取っていただいています、ここは徹底したいと思います。なお、一層各部局の意識啓発を図っていきたくと思っています。

遠藤会長：ありがとうございました。今課長さんのお話で、今回はこういう形でまとめたいただいたわけですが、来年度こういうことがあった場合には、場合によったら、必要なものについては、どういう回答があったと、ごくごくコンパクトに入れていただくということで野坂委員さんよろしいですか。今最後に吉川委員さんからの御発言もしっかり受けとめていただきましたので、こういうことを積み重ねていくことが、各部局に男女共同参画について認識をさらに高めていただくことにもなるかと思っています。そういう意味でも私たち委員にとりましても非常に貴重な機会を与えていただいたと思っています。それでは次のテーマに移ってよろしいでしょうか。それでは16年度の年次報告につきまして、事務局からお願いいたします。

事務局：年次報告は資料3ということで、大変分厚いものとなっておりますが、まずこの資料の趣旨等から述べさせていただきます。もともと男女共同参画の条例の中に、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況について、議会に報告するとともに、公表しなければならないとなっております。それに対応するものでもあります。条例にも書いてありますし、基本計画の進捗状況を毎年報告書の作成により、進捗管理をするというようになっており、併せてそれらを受けてつくったものでございます。年次報告を構成する各施策の実施状況について各部局がつくった原案をもとに、懇談会をしていただきました。その議論もある程度踏まえながら、今回それを全体として整理したものが、資料でございます。それでは、構成からご説明いたします。目次がありまして、第1部「はじめ」とあります。今言いましたように主に15年度の実施状況についてまとめたものです。構成としては、4部構成となっております。1部は全体の要約的なものとなっております。2部が「男女共同参画の現状」ということで、施策の背景となる様々なデータをまとめたものとなっております。3部が施策ということで、部局別懇談会で議論しました各課が行った施策の実施状況について一覧表にまとめてあるものでございます。かつ、基本計画には各政策の項目の外、数値目標も定めておりますので、その指標についての現状も盛り込んでおります。4部が市町村における現状でございます。それでは、主に年次報告の主たる部分が第3部施策の部分なので、第3部の施策の内容を説明したいのですが、大変大部なものとなっておりますので、要約的なものである2頁3頁の部分に沿って説明しますので、お聞きいただきたいと思います。この年次報告は、男女共同参画基本計画の実施状況ですので、基本計画の構成に沿

ってこちらの年次報告の構成もなっております。男女共同参画基本計画は6つの分野に分かれて施策が書いております。6つの分野は社会、家庭、学校、職場、農林水産業・商工自営業、地域であり、それらごとに2部、3部が分かれて書かれておりますが、まず分野にそってご説明いたします。かつ基本計画本体には各分野ごとに施策の項目というのが書かれ、それが県庁の何部で行うということも書かれてまして、その施策の項目のレベルだと76の項目があります。その項目ごとに第3部で各課の実施状況がありまして、1項目を一つの課が対応しているものもありますし、1項目を二つ以上の課が対応しているものもあります。

一つ目の社会全体における男女共同参画の実現の分野ですが、まず大きな柱の一つとして、政策・方針決定過程への女性の参画については、例えば、施策項目の1番にありますように県の審議会等委員への登用などは計画的に進めておりますので、改善の方向に向かってはおります。ただ、そこも含めて行政・政治・職場などの分野については、依然として、女性の参画は少ないものと認識しております。これにつきましては、今年、県の審議会の登用率は29.1%ですが、時系列的な推移については、第2部にデータがあって、平成10年に12.2%ですので、割合としては倍以上になってはいますが、目標が別途ありますので、まだまだ進めていかなければならない分野でございます。それで、施策の方に戻りまして、社会全体という場合の二つめの柱と思われ性別による役割分担意識の解消といった意識啓発の分野でございます。これについては施策項目6番7番等にありまして、講演会やイベント等というものを、男女共同参画推進課を含めてやっておりますけれども、その場合にも特に男性参加者の増加を意識しながらやっております。まだまだ男性の参加が少ない部分もございまして一層の啓発を進めていきたいと思っております。

次に、2番目の家庭の分野ですが、これはひとつに施策項目14、15にありますように男女が協力しながら責任を担うという意識の醸成のために、共に築く家庭生活の大切さを伝えたり、父親の家庭教育への参加を促すための啓発事業といったものが施策としてございます。これもイベント等含めまして、各部局に亘り、複数の部局、教育庁、環境生活部、産業経済部などで行ってきております。これにつきましても引き続き、男女とも念頭に置いて、父親の家庭参加ということもありますので進めてまいりたいと思っております。これについては教育の分野での取り組みも重要と思っております。家庭の分野で二つめの大きな柱である子育てと介護でございます。まず、子育ての部分、介護支援いずれも重要なのですが、子育て負担、介護負担を軽減するために、これらの施策の充実を各部局別で図ってきております。なかなかこれはニーズがどんどん出てくる分野でございますので、部局別懇談会でも、ニーズとどうマッチングされているのかと質問をいっぱいいただいており、ニーズをきちんと把握しながら多様で質の高い子育て支援施策を総合的に展開するとか、介護予防という議論がありましたとおり、介護者をいろんな観点から支援する体制の整備が求められていると思っております。家庭という分野でもうひとつ大きな柱かなと思っておりますが、部局別懇談会でも議論になりました男女間の暴力の問題です。これは、配偶者暴力防止法という法律がございまして、関係部局では、保健福祉部と警察本部とが

連携して被害者の支援対策の充実を行ってきております。65番66番をみていただくと分かりますとおり、子ども家庭課、警察の関係課というところがそれぞれの役割から、相談を受けたり司法の対応をしたりということをしてしております。ですが相談件数は増加している現状があります。これ第2部のデータを御覧いただきますと、例えば、女性相談センター等への暴力等の件数は飛躍的に増えておりますし、警察におけるDVの取扱い状況をみましても、前年度よりも確実に増えているということで問題はますます起こっているということがございます。ここも取り組んでいかなければいけないという点とともに別の話でもあるのですが、家庭の分野でもうひとつ重要と思われます女性の健康問題、生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援、リプロとも申しますが、そういう部分につきましても、男女とも安全かつ健康に生活していくための環境整備というものがますます求められていると思います。

次が学校の分野における男女共同参画でございます。施策項目は37番以降です。これは学校における男女共同参画の実現ということで、施策の実施状況としましては37番の共学化の推進、あと38番以降の中にあります男女混合名簿の導入、人権教育など男女平等教育とか、男女共同参画の視点に立った教育を推進するための研修等に取り組んできております。ここの分野についてはまだまだ重要だと思っておりますので、学校教育活動全体を通じて推進していく必要があるかと思っております。あと学校の分野におきましては、もう一つ健康教育とあるのですが、43番の項目の方にスクールカウンセラーなどの記述があります。スクールカウンセラーについては教育庁の方でも増員をやっておりまして、これは健康分野以外の部分も当然対応する体制だと思うのですが、人権尊重の精神に基づいた教育についてもより充実させていく必要があると思っております。

次が職場における男女共同参画の分野でございます。これはまず職場での均等な機会と待遇ということで、雇用機会均等法の普及など均等取り扱いの徹底はもとより男女共同参画推進課も事業を行いまして優良事業所の表彰などをしてまいりました。まだまだここは実質的に男女平等が確立された職場環境が求められますので、それを達成するための措置であるポジティブ・アクション、積極的改善措置といったものにもさらに取り組んでいくことが必要かと思っております。もう一つ重要かと思われますのが、仕事と家庭の両立支援の分野でございます。これにつきましては50番の二つ目にありますとおりファミリーサポートセンターという地域で子育てを支援するような体制に整備のためのセンターの設置促進を図ってきております。男女が安心して働くことのできる環境整備をしてきておりますが、ここはいつそう進めていく必要があると思っておりますが、その他職場ということでは、女性の能力の向上という部分についても、いろいろな雇用形態の女性が増えていることから、雇用形態に応じた能力開発についても引き続きやっていかなければならないと考えております。

次の分野の農林水産業・商工自営業でございます。これは一つめには、生産活動・経営活動等に積極的に女性の意見を反映するというのがございまして、そういう目的を持って、

研修・啓発事業というものを各担当課で行っております。77番、78番を御覧いただくと分かりますとおり、研修事業とかイベント的なものを行っております。ただ中々様々な業の関係の団体を見ますと、女性の参画が少ないところもございます。農協や漁協や商工会の女性役員割合などの指標を見て目標との比較では、まだまだ少ない現状があることから分かるかと思えます。引き続き、女性の経営参画を支援していくことが必要かと思っております。もう一つ重要だと思っておりますのが、家族のルールづくり、家族経営でもきちんとルールを持って仕事をしていくということの大切さの啓発や起業活動支援ということがあります。これにつきましても家族経営協定の締結の推進とか、起業支援ということでやってきました、家族経営協定の締結数や女性農業者の起業件数は結構増加しております。これはそれなりの成果を見ていると思っておりますが、引き続きこれも頑張っていきたいと思っております。

次に地域における男女共同参画の実現ということでございますが、ここはまさに地域で活躍できる女性の育成とか、男性を含めた地域参加ということが求められていると思えますが、71番にありますとおり、女性人材開発育成セミナーの開催とか、女性のリストの整備など地域女性リーダーの育成などに努めておりますが、引き続き男性を含めて地域で積極的に活動するような環境の整備をしていく必要があるかと思っております。地域という場合に全般的に関係あることにして、市町村における取組みの推進ということが大事だと思っております。市町村については第4部に資料があるのですが、例えば市町村の取組みも少しずつ進んできておりまして、男女共同参画の基本計画を策定した数は、今年の6に対して今年15あるなど増加しておりますが、県民に最も身近な行政である市町村の重要性を考えますと、県民一人一人に浸透させていくためにも市町村への働きかけは必要かと思っております。

以上、85頁までは基本計画に書かれている施策の実施状況なのですが、86頁以降は基本計画でこういう推進体制をひきましようということを書いてありまして、その取組み推進状況です。庁内においては推進本部といったものとか、先ほど話がありました部局別懇談会ということで全庁的にやっておりますし、市町村ともトップセミナーの開催など通じまして働きかけをしております。その他、例えば5番の相談室では、男女共同参画推進課に相談室を置きまして、県民一人一人の様々な悩みに応じることで幅広い県民のケアに努めているつもりです。

次の87、88頁は計画のもう一つの内容であります指標です。男女共同参画基本計画におきましては、30の指標を設けておりまして、そのうち22の項目につきましては、平成22年度までに数値目標を立てております。その最新の数値を入れさせていただきました。22年度の目標に対してでございますので達成していないのがほとんどです。進捗が見られるもの不透明なもの、いずれについてもウォッチングしながら、この数値目標も認識しながら施策を進めていく必要があるかと考えております。農山漁村の女性の起業活動件数を見ますと、これについてはもう目標を達成してしまっているという大変珍しいパターンです。

けど、こういうものもあつたりしますが、多くは達成は見えないという状況です。

年次報告の大まかな構成の核の部分は以上のとおりでございますが、残りの部分を簡単に紹介しますと、89 頁は宮城県の男女共同参画の推進状況を全国数値と比較しました。なかなか全国平均に達していないのが多いという現状がございますけれども、これを意識しながらやっていきたいと思ひます。90, 91 頁は各審議会の女性登用の現状が分かるようになっております。

第 4 部は、市町村における男女共同参画でございます、市町村の実施状況の主なものをまとめておりますので御覧ください。例えば、計画の策定につきましては、昨年よりはかなり数は増えていることは分かるかと思ひます。あとは市町村の細かい実施状況について、各市町村の名前を挙げまして、施策の内容や体制整備など資料集的なものですが、参考までに御覧いただければと思ひます。

市町村の実施状況に関連しまして、117 頁にコラム的な内容を設けさせていただきました。これは市町村の各データを一部抜き出しまして、データとデータの間に関連関係などを分析したものでございます。例えば女性議員の割合と女性職員の割合の関連関係があるかとか、女性職員の割合と女性管理職の割合に関連関係があるかとか分析しております。議員と職員とは関連関係はなかったのですけれども、123 頁は、審議会の女性委員割合と数値目標数値の有無の連関関係、目標があると高いという傾向はあるようです。125 頁にいきますと PTA 会長の割合の比較。次の 127 頁あたりは、市町村別の育児期の労働力率の高い低い、やはり都市圏が低く、郡部は高いのではないかと我々は見ています。これは産業構造の違いや三世同居が多い少ないなど、いろんな背景があるかと思ひてまして、興味深いデータであると分析しております。ここはなかなか理由はこれと決めつけられませんが、女性の参画を考える際のひとつの参考になるかと思ひておりまして分析したものでございます。以上最後のコラム的なものも含めて今回の年次報告としてまとめさせていただきました。忌憚のないご意見をいただきたいと思ひます。

遠藤会長：昨年度と違いますのは、第 1 部の最初の方に概要が載せてあるんですね。ご質問ございませんか。

槇石副会長：大きなこと、基本的なことになるかもしれませんが、審議会については全国との比較というのもございましたけど、それ以外のものについてはほとんど宮城県内の動向でございますよね。そして地域性の問題ですから重要な視点だと思うのですが、しかし、やはり、宮城県の中で例えば昭和 22 年から比較しても、どうかなということもあるならば、少なくとも東北 6 県であるとか、全国の平均値なども併せていただくと本県の状況が非常に分かるのかなと思ひます。それからもうひとつ、全国が載っているものについても、このときの市には仙台市も入れての平均値なのでしょうか。そうですか。全国の中にも政令指定都市が入っていると考えるとよろしいのですね。

遠藤会長：ひとつはご意見，ひとつはご質問ですね。これは可能なものは全国との比較もということになりますと，すごい量になりますね。

槇石副会長：比較しても意味がないということはないのですが，地域性に関するものならいいかもしれませんが，やはり，教育については少し本県の状況を多くの人が考えていただくためにも，また率直なことを申しまして，県庁の方にも分かっていただくためにも，全国平均を入れていただきたいなと思いました。

遠藤会長：例えば校長先生の割合でしょうか。

槇石副会長：そうなんです。頁数で言いますと，24頁の男女混合名簿導入率くらいからずっとかなり細かい本県の状況が出ておりますが，30頁雇用者の問題もそうなのですが，このあたりは大きな全国調査の平均値が出ておりますので，もちろん国の男女共同参画白書を見れば我々は分かるのですが，少し多くの人にその辺を知ってもらいたいなという思いでした。

遠藤会長：できれば，今年度のものから全国との比較を入れるとよりいいんじゃないかというものについては入れていただきたいということなので，よろしく願いいたします。

滝口委員：いろいろな分野におきまして県庁で施策を展開しているわけですが，市町村に降りてきているものも多いと思うのですが，実際市町村の現場にいくと，これらの事業が町に降りてきて，男女共同参画が進んでいるかという，なかなか事業が見えないというのが実情です。この一年間の取組みについて最初の方に分析がされていますが，要するに，数字読んで努力しましょうというふうに終わっている感じがするんですね。まとまって書いてはあるのですが，これで果たして宮城県の男女共同参画がどうなったのだろう，社会が家庭が職場がですね，もう少し突っ込んでいかないと，データ整理の資料，今回しようがないと思うのですが，と思いました。そこを踏み込んでいかないと変わっていかないのかなとちょっと思いましたね。ですから，いろんな事業をやっているのですが，全部意味はあるんですね。何かもっと選択し，突破口がほしいかなというような気がします。そこは私自身が悩んでいるところで，私が首長としてやらなければならないので，何を順番にしてやったらいいのか，また事業概要をすべて分かっているわけでもないで，その選択をこうしよう，やっていこうとしていかないと，総花的になってしまうのではないかと懸念するところです。

遠藤会長：そうしますと，17年度を考えるとときに16年度やった事業で，どういうものが効

果があったかを十分検討して、それを重点的にやったらどうかということでしょうか。

滝口委員：全部市町村がやるというのは無理なので、いいものについては情報を集めて、加工して市町村に流してもらおう。市町村の担当者は兼務でやっているのですが、アンテナは張っているのですが、情報が入ってこないという面があります。

遠藤会長：ありがとうございます。県としては、こんな事業が効果的だと市町村の方に流すということと、どういう事業がどういう効果があったかという分析をやる気はないかという御意見と受けとめてよろしいでしょうか。

野坂委員：DV防止法取扱状況というところで、相談等件数が309件も挙がっており前年比で5件も増えているということは、ひとつひとつ捉えると非常に大きなことだと思うんです。それで、部局別懇談会で担当の方からも報告があり、謙虚な表現方法だったのですが、まだまだ相談を受ける側、現場の警察側も勉強不足なので、内部での研修を積んでいますということをおっしゃっていたのですが、もっともっと研修を強化し、高めて次のステップに行っていただけたら、ありがたいかなと思います。私も守秘義務があるので、あまり深くは表現できないのですが、現場の教育機関で弱い女性の立場にいる子どもを守るような女性教員に頼っているのではないかというような感じがします。不審者対策は研修などは受けてはいますので、そういった部分ではクリアできているかもしれませんが、DVとなりますと、複雑でデリケートな問題だけに、いきなり不審者のような対応はできませんので、小さいお子さんもいてDVの被害を受けているような被害の女性をどう、その方が関わる機関でもどういった対応をしたらいいかという指導をステップアップして、せっかく法律がありますので、もっともっと指導的立場で頑張っていただかないと、少し現場に甘えている部分があるのではないかと思います。そういったものでは済まされない事件に発展しますので。この前の懇談会でもちょっと怖いものを感じました。この場で言うべき話ではないかもしれませんが、もっともっと高めていただけたらありがたいと日々感じております。

遠藤会長：例えばこういうことですか。保育士さんたちやそういう方たちが、きちんとアンテナを張っていて、お子さんの様子からそういうのを察知して、それに対する対応などスキルをそういう人たちが持てるような研修の機会とかをやったらどうかということですか。

安藤委員：資料の統計の出し方で、槇石委員、滝口委員から伺ってなるほどと思ったのですが、25頁を見て感じたのですが、例えば推進をするために、こういった人数を配置するというのではなくて、逆算法で例えば、国公立の生徒何人に対して年間どれくらいの相

談件数があって、というふうな形を各自治体から上げていただいて、それをここに数字を載せていただく。実際に相談件数をカバーできるだけのカウンセラーが配置できているかどうか、有用活用されているかどうか、来年には統計で挙げられると思うのですね。そんなことを実績として挙げていただいて目標係数を掲げていただくと、今、野坂委員からあったような現場での不安ということを払拭するひとつの手掛かりになるのではないかという気がいたしました。統計の中でパンフレット何部だったらいくらと、はっきりするものは分かりますが、1事業者にあたりいくらくら、つまり生徒一人にいくらくら、あやふやになっている予算の書き方ではなくて、このように有用な状況で活用されたというデータの出し方は今後いかがなのでしょう。

遠藤会長：この件について可能かどうか事務局でお答えいただけますか。

事務局：70頁を御覧になっていただきたいのですが、このスクールカウンセラーの指標を作っておりますのは、学校における男女共同参画の実現の健康教育の推進のところ、スクールカウンセラーを配置している中学校の数というのを数値目標として挙げておりまして、221校というのは全校、実績159校についてグラフ化しております。施策の実施状況については、43番のところに出ているところで、43番の上の方が義務教育課の相談件数、相談人数を下の方が高校教育課の方のものを挙げており、このように実施したという書き方しております。

遠藤会長：安藤委員の御提案では、これだけではなくて、他の部分でもというような意味ですね。

安藤委員：数がわかりやすいかなと思ったのです。件数を捉まえることも簡単ですし、統計の出し方としては、来年度改めた方法で出すことによって、私たちも把握しやすくなるのかなと思いました。

遠藤会長：こういう標記ではなくて、もう少し別の方法、70頁のような方法では不十分ということですか。

安藤委員：生徒1人あたりに換算してどれくらいの利用率ということですね。だから、今現在派遣されている159校のうち、年間どれくらいの相談件数がある。そしてその母集団である生徒の数、つまり何パーセントくらいの生徒さんが悩みを持ってこういったところに相談されているかという実績が見えてくると思うんです。

遠藤会長：おわかりいただけましたか。

事務局：教育庁の方とも相談しまして、そういったデータが出せるものかどうか、確認して、確認できるものは、来年度の年次報告に反映したいと思います。

遠藤会長：生徒数は把握できるでしょうから、できるかなという気はしますね。

涌沢委員：今後の予定で、この年次報告がいろんな機会に議会を含めて報告されるわけですが、この大部のものをどうやってうまく説明していくかについては大事なことではないかと思うんですね。計画に則って施策を実施してく。それで、要は16年度にやってきたものが、どこがまずかったのか、あるいはそれを16年度以降、どういうふうに克服していくとか、それと、例えば、男女共同参画の主管課がどういうところに、力を今弱いところなのでやっていきたいとか、そういうところをちょっと強調していくことが必要なのではないかと。確かに事業について平面的には分かるかもしれないけれども、そこにやっぱり問題があるんだよ、平面の中でもここは深く問題があるとか、ここはよく進んでいますという、そういうようなやり方も必要なのではないかと思います。要は事業を進めていく上で、重点的な、私はファミリーサポートセンターの時に申し上げたのですが、必要なところにやっていく必要がある。予算を傾斜的に配分していく必要があるのではないですかと申し上げたんですけど、この事業についてもメリハリを付けたような事業を進めていくような気概が必要なのではないですか、そういう感じを受けました。それをコントロールしていくのは男女共同参画推進課ではないでしょうか。是非よろしくお願ひしたいと思います。

遠藤会長：先ほどの滝口委員から出た御意見とも重なる部分だと思うんですね。県の方で今回第1部に全体の概要をまとめていただきましたが、これをもうちょっとメリハリのあるいいものにして、これがまずくてこれが良くなったということが分かりやすいものにレベルアップと言いますか、いいものにしていけば、今涌沢委員、滝口委員がおっしゃったことが反映できるのかなと。

事務局：大変いい御指摘だと思います。確かにこれだけ分野がありますけど、どこが弱いのか本来分析評価し、やらなければいけないというのはおっしゃるとおりです。今年度2回目ということで、どうしても、計画全体を見まして一項目一項目、各部局にお願いしてやっている状況なので、なかなかそこまでできていないのが現状です。今すぐ言えることは数で出てくる数値目標が達成しているところ、達成していないところの違いとか、あとDVの話など頑張っているんだけど、問題がどうしても増えている部分しか、今のところ我々も言えないのかなということで、そう説明させていただいたわけですが、どうしても今回は議会を含めそういう説明しかできないと思いますけれども、おっしゃったことは

今後どのようにこちらが分析できるのかは検討してまいりたいと思います。ただ一方でせっかく審議会から答申いただいて76項目の施策をいただきましたので、どの項目もぬかりなくやっていきたいというのも我々の考えでございます。

榎石委員：例えば、担当課が、ひとつの施策項目、それこそ76まであるものについて書いていますね。それから、15年度の予算額、16年度の予算額を書いているのですが、もし、この一つ一つの施策が76あるものの、課ごとの合計値、男女共同参画に係る予算額がどのくらいあるかについて、表があるといいなというふうに思っておりました。それと同時に課というか、簡単だと思いますが部とか、県庁の中の担当の部署の予算額であるとか、それからどういった施策項目があるのかという括り、縦割りと言ってしまうといけないかもしれませんが、そういうレベルのものもあると見やすいのかなと思いました。

渡邊環境生活部次長：年次報告書は、今年が2回目です。昨年度議会に御報告いたしました時には、データによりまず現状を踏まえ、そして施策を網羅していることは評価頂きました。ただ、次回からは、分析・総括を文章で巻頭につけるようにという御指摘がございまして、事務局はかなり努力いたしました。御指摘のとおり、まだ分析不足があり、それからポイントですね、強化すべきところについてのメリハリの付け方が足りないと感じております。総合調整というのはなかなか力がないいろいろな意味で難しいところで、日々皆さんから教えをいただきながら、力を付けているところですので、今後も是非御指導いただきたいところです。国は内閣府に男女共同参画局があり、宮城県は環境生活部の中に男女共同参画推進課があるという、この位置付けについても疑問を感じております。データの取り方についても、ニーズに対応できる必要量と、それに対してどれだけやれているのかということがわかるような書き方にしていきたいということは男女共同参画施策推進本部の幹事会でも各課に申し上げたいと思っております。

遠藤会長：今年度すぐには間に合わないかもしれませんが、来年度に向けて是非そのようをお願いしたいと思います。それから金額の点はたぶんそんなに難しくないと思いますのでできればお願いしたいなと思います。

小田中委員：感想というか意見がひとつと細かい質問があるのですが、質問の方からなのですが、87頁の数値目標のところ、乳児保育の実施箇所が、50から17になったのはこれは括りか何かが変わってということなののでしょうか。

事務局：一つは、50箇所という数値がありますが、これはまず国の国庫補助が入っている分と市町村単独分が両方入っておりますが、15年度の17箇所というのは、まだ市町村単独分が把握されていないことから国庫補助分だけというのが一つの理由です。もう一つの理

由につきましては、国庫補助要件がきびしくなってしまう、具体的には、4月1日現在で乳児保育をやる場合に、ある程度空きを持っている場合については国庫補助の対象になるのですが、例えば10の定員の空きがあった場合、10を埋めてしまっている保育所については、国庫補助の対象にならないという補助要件がきびくなった関係もありまして、国庫補助件数自体も件数が減り、この二つの理由で17箇所という数値が出ております。

小田中委員：先ほどから出ている意見と同じ印象を持ったのですが、膨大な情報ですので、なかなか読む方も大変だなという気はするんですね。ただ、今回興味深く読みましたのは、最後の、そのコラム的なおっしゃいましたでしょうか、最後の部分で、いくつかの点について、コメントしながら分析をなさっているわけです。117頁以降でしょうか。ここがかなり踏み込んでいるという印象を私自身は持ちまして、ここは努力なされたんだという印象を持ちました。問題は何かというと、こういうことをなさる場合に、おそらくクリティカルなポイントについて、分析をなさるとさらに目立つというのが一つ、例えばM字曲線について、米山と仙台で違う、これは大変面白いことで、これを前面に出して、どう解決すべきか、どうすべきでないかとか出てくると思います。こういうポイントはとても大きいだろうと思うんです。それ以外には、さほど重要かどうか分かりづらいようなところもあったりしてこの辺をもう少し精査されて、そしてできれば、2頁3頁の大きい概要と、それからもう一つは目玉である数値目標が前面に出てくると思うのですね。先ほど分析なされた部分と数値目標の経年の変化と最初の概要とこの3つをくっ付けて分析的になさると、それを最初に出してやるともう少し、スピーリングではないかなという気がいたしました。その場合、我々に跳ね返ってくるのですが、数値目標が果たして全体の中でどれだけ重要かという点で、今後設定する必要は出てくるだろうなということを含めてであります。それから今言ったのは評価の問題で、これはなかなか大変というか、あまりこれまでは行政評価というのはこれまでカルチャーとして存在して来なかったのですが、今回最後のところでなされたことを今後続けていただきたいということが一つであります。もう一つは企画物のところで、総合調整ということなので、企画・実施・評価のなかで企画と評価を担当なさると思うのですが、企画の部分でいろいろなさっているのですが、先ほど滝口委員からお話が出ましたように市町村にうまく降りてこないんだと。それは非常にもったいないことでありまして、企画の中に、市町村との相互調整に係る情報提供、推進体制の中には情報提供と状況調査があるのですが、これをかなりなさっていただく必要があるのかなという気がしました。例えば、市町村の主管課長会議が年1回ということですね。お忙しいこともあるんで仕方ないとも思いますが、そのレベルでの情報交換、意見交換と情報交換をかなり密にしておかないともったいないなという印象を持ちました。やはり先ほどからのお話を伺っていると、市町村がなさっている部分が大きいので、その連携を密にしていくためにはどうすればいいのかを考える必要があるのかなという気がしました。情報提供も提供すればいいやというわけではなく、これができるだけリアルタイム

で提供されるということは絶対必要だなという気がしております。そうすると、企画物についてはそういう連携とか情報提供を強化すると。評価については今回試みられたと思いますので、もう少し精査されて全体的にまとめてバーンと出す。ここはかなり突っ込んだ話になるので、いろいろ批判とか意見とか出るとは思いますが、そこまでやらないと総合調整部局の存在意義が問われかねない危険性が出てくるのかなという印象を持ちました。その辺、冊子体のあり方も含めまして、少しご検討いただければという印象をもちました。

遠藤会長：ありがとうございました。最初の第一部と数値目標と後ろの分析があるので、これをうまく組み合わせると、もうちょっと良くなるということの貴重な御示唆をいただいたと思います。それから情報提供の方法の問題ですね。3頁の第一部にも市町村に働きかけをしていく必要があるということは言っているわけですが、どういう働きかけの仕方をするかという、そのあたりまで少し踏み込んでいくなお意義のある年次報告になるんだろうと思います。こんなことを言うと自分の首を絞めるような話になりますが、分析するのは、県の担当部局のごく一部の方がやっておられるのかなと思うのですが、例えば場合によっては、審議会員の小田中委員を呼んで御相談をなさってもいいのかなと思いました。小田中委員だけでなく適宜その分野の専門家もいらっしゃることですので、審議会の委員を活用するという方法も少しお考えになってもよろしいかなと思いました。

吉川委員：話がほとんど重なると思うのですが、例えば2頁3頁を開いていただきたい。学校における男女共同参画の実現という部分で、項立てが二つあって、二つ目の部分がスクールカウンセラーですね。スクールカウンセラーの設置は、基本的には、不登校対策、いじめ対策というようなことから来ているわけです。先ほど25頁の健康教育の推進という部分で、スクールカウンセラーを配置している中学校数が、明らかに数は増えてきているのですが、このグラフが果たして男女共同参画の推進になっているのかという感じがするのです。基本線として、部局ごとに男女共同参画推進の事業として挙げていく段階で、予算も付かないとすれば、自分たちのもともと持っている事業から、人権に関わるもの、男女共同参画に関わるものを拾い上げて、入れていくといった状況はあったと思うのです。その中で、例えば現実にスクールカウンセラーが学校で担っている仕事について調査等をしてみますと、やはり友人関係の相談とか、勉強の相談とか、数を入れてみていくと、果たしてそれが本来の、いわゆる男女共同参画の事業として推進されたというふうに出てくることには首をかしげてしまいます。確かに制度の基盤としては人権尊重の精神に基づいてはいるのですが、内実というか、そういう基本的な部分まで、各部局と話し合うという横の連携が必要だと考えます。さきほど男女共同参画推進課の位置付けという問題になってきましたが、それぞれの部局にもっと入って行く、内実まで見ていくことが必要になってくると思うんです。もう一点、同じ部分になります。自分は今学校の現場にいるのですが、まとめとしての「今後の展望」という部分を読みますと、ほとんど終わり方が、「今

後もこういうことを推進していく必要がある」で終わっている。例えば 3 番目の○の一番目の「引き続き、学校教育活動全体を通じて推進していく必要がある」という、こういう分析が意味のあることなのかという気がする。まあ当たり前のことだろうと。それは分かっているのですが、そこから一步踏み出していけるような、それに対してどういう具体的な施策が必要なのかを出していかないと、展望と言えものにはなっていないのではないかという気がします。また、部局別懇談会の中の男女混合名簿の導入の部分の話合いのなかから、名簿に矮小化されて名簿だけでできていけばいいのか、それから人権教育の充実の部分についても、人権教育の推進校があって、他の学校の状況が一体どうなっているのか分からない。事業としては推進校の事業だけが挙がっている。そういう話し合いの中で現実に問題は出てきている。数だけでは掴めないもの、数値で達成していくのは当然必要なんですけど、数値と同時に内容面にもっと踏み込んだ意識とか、意識改革の面は中々掴みづらいんですけど、そういうふうなところまで踏み込んでいかないと、このまとめが総花的で、これを読んでも、「はい分かりました」という、「形」で終わってしまうような気がしてなりません。

遠藤会長：そうしますと、さきほど小田中委員からもありましたように、この審議会としては、重点的にこういう数値目標があるというのを言っているのです、そういう重点的なものについては、きっちり内容に踏み込んだものを入れていく必要があるだろうと。全部について内容に踏み込んだものというのは中々難しいかと思しますので、この審議会としては、特にこの辺については、単に「今後も」「引き続き」というものではない形で分析してほしいという、そういうことと受けとめてよろしいでしょうか。それから、スクールカウンセラーの設置もひとつの目安ではあるんですが、これが果たして男女共同参画にどれだけ役にたっているかどうか見えてこないというような御指摘がありました。そうすると、どういうものをここに挙げていくかという、またさらにその辺の精査も必要になってくるのかなと。あるいはスクールカウンセラーがどんな相談を受けているかということも入れていかないと意味がないのかなということになってこようかと思えます。それでは、他に御意見がなければ、ずいぶん多々いろんな面からご意見が出まして、これを全部今年度やり遂げるのは中々難しいかと思えますが、今年度できるものは極力 16 年度から入れていただいて、どうしても積み残しが出たものは 17 年度にやっていただくということで、審議会の皆様はよろしいでしょうか。事務局の方もそういうことで受けとめていただいでいでしょうか。年次報告につきましては以上で終わらせていただきます。それでは、「その他」のところで、事務局の方からお願いします。

事務局：いくつか資料等の御紹介だけさせていただきます。一つ目が男女共同参画に関する県職員意識調査結果と対応についてというペーパーです。これは今年度初めに、男女共同参画についての本県職員の意識について実態を調査したものです。一部新聞に載りまし

たので、御案内の方もいらっしゃるかもしれませんが、条例、計画の職員の周知度、庁内のセクハラ、お茶くみとか、ポジティブ・アクションといった環境整備などについて調査結果をまとめております。まだまだ浸透が不十分だと、正直言ってわが課から見て思います。庁内の環境整備の部分につきましては、担当部局であります総務部人事課の方にも提供して検討をお願いしております。もう一つが、ポジティブ・アクション推進事業という資料ですが、これは企業における女性の能力発揮を促進する、積極的取組み、ポジティブ・アクションを入札参加登録とも関連させて推進するという、他県にもない珍しい仕組みを今年度から実施することにしたので公開したものです。これは前回の審議会でもご説明したのですが、今回配布するポジティブ・アクション・シートの内容も固まり、入札における加点の仕組みなども整いましたので公表するものです。9月1日付で、8000社の登録企業にシートが配布されております。もう一つ、7月26日に行いましたフォーラムのプログラムが配られていると思います。これも御報告ではあるんですが、そのなかに男女共同参画に関するイラスト・まんがコンクールの入賞作品を載せております。これは学生部門・一般部門を設けまして、県内小中高校生の中々面白い力作をいろいろ寄せられて金賞以下表彰したものです。是非広めて意識啓発に役立てていきたいと思っております。

遠藤会長：今御説明のあった資料について、御質問等ございますでしょうか。確かに県の職員の方でも御存知ない方はまだいるんだと、ましてや一般の県民の方たちというところ中々大変だなという気がしましたが。よろしいでしょうか。時間もほとんどありませんけれども、最初の方で言いましたが、審議会として何かこういうことに問題意識を持って取り組んでみたらどうかとか、あるいは日ごろ審議会委員として、お考えになっていることがございましたら、ご意見をいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。急に今日言われても中々出にくいのでしょうか。年次報告のところで皆さん随分ご意見をいただきましたので残ってないかもしれませんが。よろしいでしょうか。それでは、これで審議会のすべてを終わりたいと思っておりますが、最後に槇石副会長からコメントなり御挨拶をいただければと思います。

槇石副会長：先回の部局別懇談会には是非行きたいと思っていながら、申し訳なかったと思っております。そのことにかけて言いたいのは、結局、県庁の職員の方、もちろん市町村の職員の方もそうですが周知徹底も含めていろいろ分かっていたきたい。そうすると、やはり私たち審議会の委員も出かけていって交流を持つということが非常に大きなことなのかと改めて感じた次第です。それで、こういったものが、周知徹底されないなら、私たちが時間とエネルギーを割こうということをしなとなかなか難しいかなと。それから、本県の動向をやはり地域、東北・全国と比較しながら、自分の足元を確かめないと、中々見えにくいものがあるかなと、今日統計をたくさん拝見しましたのでそのことを思いました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

事務局：以上を持ちまして，男女共同参画審議会を終了いたします。